

建設業法施行規則の一部改正により、令和3年1月1日以降、監理技術者講習の有効期間の起算点が講習を受けた日の属する年の翌年1月1日となり、同日から5年間で有効期間となります。

ただし、経営事項審査における技術職員名簿に講習受講「1」として記載できる一級監理受講者（一級技術者であって監理技術者資格者証の交付を受けているもの）の講習受講については、従来どおり講習を「当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したもの」（審査基準日からさかのぼって5年以内に受講したもの）に変わりありませんのでご注意ください。

＜お問い合わせ先＞

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 調査係

TEL 06-6942-1141（代表）